

○宮崎大学教育学部附属学校運営評価委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 30 年 4 月 11 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部附属学校園（以下「附属学校園」という。）に、教育活動等について自己点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行うため、附属学校運営評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校園の教育活動等の点検・評価に関すること。
- (2) 点検・評価の結果に基づく改善に関すること。
- (3) 点検・評価に係わる広報に関すること。
- (4) その他点検・評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（評価担当）
- (2) 附属学校園統括長
- (3) 附属学校園長
- (4) 附属学校園教頭
- (5) 各附属学校園教員より各 1 人
- (6) 各附属学校園の P T A 会長
- (7) 各附属学校園の学校評議員より各 1 人
- (8) 宮崎県教育委員会関係者より 1 人

(任期)

第 4 条 前条第 5 号、第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 2 号委員、副委員長は第 3 条第 1 号委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、教育学部附属学校係が処理する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。